

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等	
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		国土利用計画法	
条 項		第 27 条の 5 第 1 項	
所 管 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1427)	
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未制定 国土利用計画法第 27 条の 5 第 1 項に従い 処理するため また、さいたま市内においては、該当する区域がないため。	
	備 考		